

平成 30 年度熊本県臨海工業用地造成事業特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度熊本県の臨海工業用地造成事業特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算を補正し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 85,757 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		48,001	804	48,805
	1 基金繰入金	48,001	804	48,805
2 繰越金		25,306	△ 804	24,502
	1 繰越金	25,306	△ 804	24,502
歳 入 合 計		85,757		85,757

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
1 土 木 費		千円 85,757	千円	千円 85,757
	1 港 湾 費	85,757		85,757
歳 出 合 計		85,757		85,757

平成 30 年度熊本県用地先行取得事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 30 年度熊本県の用地先行取得事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 345,028千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2,053,869千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の補正は、「第 2 表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		466,433	△ 333,564	132,869
	1 財産売払収入	466,433	△ 333,564	132,869
2 繰入金		2,464	△ 2,464	
	1 一般会計繰入金	2,464	△ 2,464	
3 県債		1,930,000	△ 9,000	1,921,000
	1 県債	1,930,000	△ 9,000	1,921,000
歳入合計		2,398,897	△ 345,028	2,053,869

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		1,930,000	△ 9,000	1,921,000
	1 道 橋 路 橋 り よ う 費	1,200,000	△ 9,000	1,191,000
2 公 債 費		468,897	△ 336,028	132,869
	1 公 債 費	468,897	△ 336,028	132,869
歳 出 合 計		2,398,897	△ 345,028	2,053,869

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後				
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	
国庫補助道路 用地先行取得 事業費	千円	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。)	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め15年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。	千円				
	1,200,000	(その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			1,191,000	(補 正 前 に 同 じ)			
計	1,200,000				1,191,000				

平成 30 年度熊本県育英資金等貸与特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度熊本県の育英資金等貸与特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 216,665 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,031,243 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 国庫支出金		96,296	△ 24,953	71,343
	1 国庫補助金	96,296	△ 24,953	71,343
2 繰入金		48,148	△ 5,723	42,425
	1 一般会計 繰入金	48,148	△ 5,723	42,425
3 繰越金		42,912	△ 13,411	29,501
	1 繰越金	42,912	△ 13,411	29,501
4 諸収入		1,059,854	△ 172,578	887,276
	1 貸付金 元利収入	1,059,854	△ 172,578	887,276
歳 入 合 計		1,247,908	△ 216,665	1,031,243

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 教 育 費		1,247,908	△ 216,665	1,031,243
	1 育英資金	1,247,908	△ 216,665	1,031,243
歳 出 合 計		1,247,908	△ 216,665	1,031,243

第 2 表 債務負担行為			
設 定			
事 項	期 間	限 度 額	
1 育英資金返還金収納事務委託業務	平成31年度	千円 262	
2 情報処理関連業務	平成31年度	1,078	
3 事務機器等賃借	平成31年度 ～平成35年度	1,183	
	年次別内訳		
	平成31年度	235	
	平成32年度	237	
	平成33年度	237	
	平成34年度	237	
	平成35年度	237	

平成30年度熊本県林業改善資金特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県の林業改善資金特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ212,083千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ600,377千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第2条 地方自治法(昭和22年法律第67号)第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰入金		992	△ 952	40
	1 一般会計繰入金	992	△ 952	40
2 繰越金		275,493	△ 211,776	63,717
	1 繰越金	275,493	△ 211,776	63,717
3 諸収入		535,975	645	536,620
	1 貸付金元利収入	369,725	645	370,370
歳入合計		812,460	△ 212,083	600,377

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 林 業 費		812,440	△ 212,097	600,343
	1 林 業 改 善 資 金	812,440	△ 212,097	600,343
2 諸 支 出 金		20	14	34
	1 繰 出 金	20	14	34
歳 出 合 計		812,460	△ 212,083	600,377

第 2 表 債務負担行為		
設 定		
事 項	期 間	限 度 額
木材産業等高度化推進資金貸付	平成31年度	千円 332,500

平成 30 年度熊本県沿岸漁業改善資金特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度熊本県の沿岸漁業改善資金特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 54,940 千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 101,894 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰 入 金			232	232
	1 一 般 会 計 繰 入 金		232	232
2 繰 越 金		52,309 △	44,711	7,598
	1 繰 越 金	52,309 △	44,711	7,598
3 諸 収 入		104,525 △	10,461	94,064
	1 貸 付 金 元 利 収 入	104,525 △	10,461	94,064
歳 入 合 計		156,834 △	54,940	101,894

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 農 水 産 業 費		156,834	△ 54,940	101,894
	1 沿 岸 漁 業 資 金 改 善	156,834	△ 54,940	101,894
歳 出 合 計		156,834	△ 54,940	101,894

平成 30 年度熊本市町村振興資金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）

平成 30 年度熊本県の市町村振興資金貸付事業特別会計の補正予算（第 1 号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 1 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 438,276 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 758,475 千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 繰越金		144,385	438,276	582,661
	1 繰越金	144,385	438,276	582,661
歳 入 合 計		320,199	438,276	758,475

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 総 務 費		200,199	458,276	658,475
	1 市町村振興 資 金	200,199	458,276	658,475
2 諸 支 出 金		120,000	△ 20,000	100,000
	1 繰 出 金	120,000	△ 20,000	100,000
歳 出 合 計		320,199	438,276	758,475

平成30年度熊本県流域下水道事業特別会計補正予算(第3号)

平成30年度熊本県の流域下水道事業特別会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ191,759千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ3,074,208千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(繰越明許費の補正)

第2条 繰越明許費の補正は、「第2表 繰越明許費補正」による。

(地方債の補正)

第3条 地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 分担金及び 負担金		1,862,079	△ 39,202	1,822,877
	1 負担金	1,862,079	△ 39,202	1,822,877
2 国庫支出金		583,500	△ 121,990	461,510
	1 国庫補助金	583,500	△ 121,990	461,510
3 繰入金		356,192	△ 3,154	353,038
	1 一般会計 繰入金	356,192	△ 3,154	353,038
4 繰越金		49,407		53,994
	1 繰越金	49,407	4,587	53,994
5 県 債		411,200	△ 32,000	379,200
	1 県 債	411,200	△ 32,000	379,200
歳 入 合 計		3,265,967	△ 191,759	3,074,208

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 土 木 費		2,534,591	△ 188,785	2,345,806
	1 流 域 下 水 道 費	2,534,591	△ 188,785	2,345,806
2 公 債 費		720,710	△ 2,970	717,740
	1 公 債 費	720,710	△ 2,970	717,740
3 諸 支 出 金		10,666	△ 4	10,662
	1 繰 出 金	10,666	△ 4	10,662
歳 出 合 計		3,265,967	△ 191,759	3,074,208

第 2 表 繰越明許費補正
変 更

款	項	金 額	
		補 正 前	補 正 後
		千円	千円
1 土 木 費		706,000	834,000
	1 流 域 下 水 道 費	706,000	834,000
合 計		706,000	834,000

第 3 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
熊 本 北 部 流 域 下 水 道 事 業 費	千円 78,000	(借入先) 財務省、地 方公共団体金 融機構、会社、 その他	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め30年以内 半年賦元利 均等償還又は 元金均等償還、 満期一括償還 等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができる。	千円 83,000			
球 磨 川 上 流 流 域 下 水 道 事 業 費	69,000	その他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行(他 の地方公共団 体との共同発 行を含む。) (その他) 工事その他 の都合により、 一部又は全部 を翌年度以降 に繰り下げて 借り入れるこ とができる。 発行価格が 額面金額を下 回るときは、 その発行差額 をうめるため 必要な金額を 加算した額を 限度額とする ことができる。			26,000	(補 正 前 に 同 じ)		
八 代 北 部 流 域 下 水 道 事 業 費	181,000				187,000			
計	328,000				296,000			

平成30年度熊本県高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計補正予算(第1号)
平成30年度熊本県の高度技術研究開発基盤整備事業等特別会計の補正予算(第1号)
は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 1 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ263,067千円を増額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ785,112千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	財産収入	36,913	55,940	92,853
	1 財産売却収入		55,940	55,940
2	繰入金	3,252	△ 2,847	405
	1 一般会計繰入金	3,252	△ 2,847	405
3	繰越金	20,880	209,974	230,854
	1 繰越金	20,880	209,974	230,854
歳 入 合 計		522,045	263,067	785,112

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		466,955	△ 2,847	464,108
	1 公 債 費	466,955	△ 2,847	464,108
2 諸 支 出 金		24,132	265,914	290,046
	1 繰 出 金	24,132	265,914	290,046
歳 出 合 計		522,045	263,067	785,112

平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計補正予算(第1号)

平成30年度熊本県のチッソ株式会社に対する貸付けに係る県債償還等特別会計の補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ86,054千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ5,805,519千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の補正は、「第2表 地方債補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	チッソ 貸付費	1,813,016	304,744	2,117,760
	1 諸収入	1,813,016	304,744	2,117,760
2	支援措置費	2,819,041	△ 390,798	2,428,243
	1 国庫支出金	1,277,804	△ 304,744	973,060
	2 繰入金	1,224,237	△ 10,054	1,214,183
	3 県債	317,000	△ 76,000	241,000
歳入合計		5,891,573	△ 86,054	5,805,519

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 賃 付 ソ 費		3,090,820		3,090,820
	1 公 債 費	3,090,820		3,090,820
2 支 援 措 置 費		1,541,237	△ 86,054	1,455,183
	1 環 境 費	317,000	△ 76,000	241,000
	2 公 債 費	1,224,237	△ 10,054	1,214,183
歳 出 合 計		5,891,573	△ 86,054	5,805,519

第 2 表 地方債補正
変 更

起債の目的	補 正 前				補 正 後			
	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
チ ッ プ 特 別 貸 付 資 金	千円 317,000	(借入先) 財務省、そ の他 (借入方法) 証書借入又 は証券発行	年5.0% 以 内 (ただし、 利率見直 し方式で 借り入れ る資金に ついて、 利率の見 直しを行 った後に おいては、 当該見直 し後の利 率)	据置期間を 含め20年以内 (ただし、 半年賦元利 均等償還等 ただし、県 財政の都合に より、繰上償 還をなし、又 は借換えをす ることができ る。)	千円 241,000		(補 正 前 に 同 じ)	

平成 30 年度熊本県公債管理特別会計補正予算 (第 1 号)

平成 30 年度熊本県の公債管理特別会計の補正予算 (第 1 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ 647,535千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 132,753,992千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法 (昭和 22 年法律第 67 号) 第 214 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第 1 表 歳入歳出予算補正				
歳 入				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 財産収入		347,808	6,096	353,904
	1 財産運用収入	347,808	6,096	353,904
2 繰入金		62,756,874	△ 653,631	62,103,243
	1 一般会計繰入金	35,890,874	△ 653,631	35,237,243
歳 入 合 計		133,401,527	△ 647,535	132,753,992

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 公 債 費		133,401,527	△ 647,535	132,753,992
	1 公 債 費	133,401,527	△ 647,535	132,753,992
歳 出 合 計		133,401,527	△ 647,535	132,753,992

第 2 表 債務負担行為

設 定

事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成31年度	千円 176

平成 3 0 年度熊本県国民健康保険事業特別会計補正予算 (第 2 号)

平成 3 0 年度熊本県の国民健康保険事業特別会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ 255,734 千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 192,654,084 千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(債務負担行為の補正)

第 2 条 債務負担行為の補正は、「第 2 表 債務負担行為補正」による。

第1表 歳入歳出予算補正
歳 入

款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1	分担金及び負担金	59,240,466	△ 394,041	58,846,425
	1 負担金	59,240,466	△ 394,041	58,846,425
2	国庫支出金	63,563,742	△ 1,401,635	62,162,107
	1 国庫負担金	41,572,537	△ 169,359	41,403,178
	2 国庫補助金	21,991,205	△ 1,232,276	20,758,929
3	財産収入		13,658	13,658
	1 財産運用収入		13,658	13,658
4	繰入金	13,190,737	2,092,301	15,283,038
	1 一般会計繰入金	13,090,737	△ 139,500	12,951,237
	2 基金繰入金	100,000	2,231,801	2,331,801
5	諸収入	56,403,405	△ 54,549	56,348,856
	1 雑入	56,403,405	△ 54,549	56,348,856
	歳入合計	192,398,350	255,734	192,654,084

歳 出				
款	項	補正前の額	補 正 額	計
		千円	千円	千円
1 民生費		192,391,142	255,734	192,646,876
	1 社会福祉費	192,391,142	255,734	192,646,876
歳 出 合 計		192,398,350	255,734	192,654,084

第2表 債務負担行為補正

1 追 加

事 項	期 間	限 度 額
事務機器等賃借	平成31年度	千円 6

2 変 更

補 正 前			補 正 後		
事 項	期 間	限 度 額	事 項	期 間	限 度 額
情報処理関連業務	平成31年度	千円 20	(補正前に同じ)	平成31年度	千円 55

平成30年度熊本県電気事業会計補正予算(第4号)

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県電気事業会計の補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度熊本県電気事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 事業収益	1,425,188千円	△412千円	1,424,776千円
第2項 営業外収益	184,301千円	△412千円	183,889千円
	支 出		
第1款 事業費	1,786,301千円	△35,977千円	1,750,324千円
第1項 営業費用	1,684,388千円	△35,977千円	1,648,411千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「405,989千円」を「396,164千円」に、「233,231千円」を「232,504千円」に、「172,758千円」を「163,660千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 資本的収入	3,146,255千円	△295,071千円	2,851,184千円
第2項 企業債	2,790,000千円	△295,000千円	2,495,000千円
第3項 荒瀬ダム関連 交付金等	90,701千円	△71千円	90,630千円
	支 出		
第1款 資本的支出	3,552,244千円	△304,896千円	3,247,348千円
第1項 建設改良費	3,127,466千円	△304,896千円	2,822,570千円

(企業債)

第4条 予算第6条に定めた起債の限度額「2,790,000千円」を「2,495,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第5条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	547,712千円	△45,654千円	502,058千円
(債務負担行為)			

第 6 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
電気事業関係業務	平成 3 1 年度	千円 3,275
企業局所有施設等管理業務	平成 3 1 年度	6,305
情報処理関連業務	平成 3 1 年度	1,060
事務機器等賃借	平成 3 1 年度	2,681
荒瀬ダム撤去関連業務	平成 3 1 年度	10,000

平成30年度熊本県工業用水道事業会計補正予算(第2号)

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県工業用水道事業会計の補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度熊本県工業用水道事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 事業収益	1,107,050千円	△701千円	1,106,349千円
第2項 営業外収益	370,233千円	△701千円	369,532千円
	支	出	
第1款 事業費	1,157,863千円	△542千円	1,157,321千円
第1項 営業費用	1,056,985千円	△542千円	1,056,443千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「162,512千円」を「127,727千円」に、「30,009千円」を「45,662千円」に、「132,503千円」を「82,065千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収	入	
第1款 資本的収入	1,184,590千円	567,117千円	1,751,707千円
第1項 企業債	362,000千円	258,000千円	620,000千円
第3項 工事受託金	82,954千円	321,017千円	403,971千円
第4項 補助金	243,181千円	△11,900千円	231,281千円
	支	出	
第1款 資本的支出	1,347,102千円	532,332千円	1,879,434千円
第1項 建設改良費	474,486千円	532,332千円	1,006,818千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第9条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	65,000千円	△542千円	64,458千円

(債務負担行為)

第 5 条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
工業用水道事業関係業務	平成 3 1 年度	千円 28
企業局所有施設等管理業務	平成 3 1 年度	3,908

(企業債)

第 6 条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償還の方法
有明工業用水道 事業脱水機更新 等 事 業	千円 86,000	(借入先) 銀行、地方公共団 体金融機構、財務省、 会社、その他 (借入方法) 証書借入又は証券 発行 (その他) 工事、財政その他 の都合により、一部 又は全部を翌年度以 降に繰り下げて借り 入れることができ る。 発行価格が額面金 額を下回るときは、 その発行差額をうめ るため必要な金額を 加算した額を限度額 とすることができる。	年 5.0% 以 内 (ただし、 利率見直し 方式で借り 入れる資金 について、 利率の見直 しを行った 後において は、当該見 直し後の利 率)	据置期間を含め 30 年以内 半年賦元利均等 償還又は元金均等 償還等 ただし、財政そ の他の都合により、 繰上償還をなし、 又は借換えをする ことができる。
八代工業用水道 事業薬注設備 更 新 事 業	172,000			
計	258,000			

平成 30 年度熊本県有料駐車場事業会計補正予算 (第 2 号)

(総 則)

第 1 条 平成 30 年度熊本県有料駐車場事業会計の補正予算 (第 2 号) は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第 2 条 平成 30 年度熊本県有料駐車場事業会計予算 (以下「予算」という。) 第 3 条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第 1 款 事業収益	128,861 千円	△163 千円	128,698 千円
第 2 項 営業外収益	2,053 千円	△163 千円	1,890 千円
	支 出		
第 1 款 事業費	58,432 千円	1,832 千円	60,264 千円
第 1 項 営業費用	55,432 千円	1,832 千円	57,264 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第 3 条 予算第 6 条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	7,629 千円	1,832 千円	9,461 千円

平成30年度熊本県病院事業会計補正予算(第3号)

(総 則)

第1条 平成30年度熊本県病院事業会計の補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(収益的収入及び支出)

第2条 平成30年度熊本県病院事業会計予算(以下「予算」という。)第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
	収 入		
第1款 病院事業収益	1,721,229千円	△56,529千円	1,664,700千円
第1項 医 業 収 益	845,079千円	△63,012千円	782,067千円
第2項 医 業 外 収 益	876,150千円	6,483千円	882,633千円
	支 出		
第1款 病院事業費用	1,724,486千円	△60,617千円	1,663,869千円
第1項 医 業 費 用	1,662,663千円	△60,617千円	1,602,046千円

(債務負担行為)

第3条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
庁舎等管理業務	平成31年度	千円 23,666
情報処理関連業務	平成31年度	10,738
事務機器等賃借	平成31年度	7

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第4条 予算第6条に定めた経費の金額を次のように改める。

(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
(1) 職員給与費	926,931千円	△29,182千円	897,749千円